(参考様式1-2)

事前点検シート

ふりがな	とんだばやしし	ふりがな	とうじょうちくかっせいかけいかく
計画主体名	富田林市	活性化計画名	東条地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和7年度 ~ 令和8年度 令和7年度 ~ 令和8年度	総事業費(交付金)	50,400 千円(25,200 千円)
活性化計画目標	滞在者数の増加 42,210 人/年 地域産物の販売額の増加 45,516 千円/年 地域間交流イベントの開催 18 回/年	事業活用活性化計画目標	滞在者数の増加 42,210 人/年 地域産物の販売額の増加 45,516 千円/年 地域間交流イベントの開催 18 回/年

計画主体 確認の日付	令和6年11月26日	農林水産省 確認の日付	令和6年12月20日
·			

1 計画全体について

番号	TG 日	チェック欄		Mail Mars 4-F1 4-Fn
金万	項 目	計画主体	農林水産省	判断根拠
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交			本計画は、富田林農業公園のリニューアルを契機に、滞在者の利
	流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合			便性の向上に資する整備を行うことにより、滞在者数および地域
	しているか。	\bigcirc	\circ	産物の販売額の増加を図るとともに計画区域の地域間交流の促進
				を目的としたものとなっており、法律および基本方針と適合した
				ものとなっている。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対			農業体験施設(貸農園)および多目的施設(休憩所等)の整備に
	象事業の構成が妥当なものか。		より施設の充実、利便性の向上を図ることで農業公園への滞在	
		O		者、滞在時間の増加、それに伴う地域産物の販売額の増大に繋が
				り、過去の実績を踏まえると評価指標の設定は、交付対象事業の

				構成として妥当なものとなっている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	0	0	活性化計画の目標は、農業公園を拠点として、地区内へ訪れる都市住民の滞在者数を増加し、地域農業者等との交流を図ることにより農産物直売所等における地域産物の販売額の増加につなげ、地域の賑わいや地域における所得と雇用機会の確保につなげるものである。また、事業活用活性化計画目標は、農業公園内の農業体験施設の充実、多目的施設(休憩所等)の整備による利便性の向上を図るものであり、効果的に地域間交流イベントを開催することにより滞在者の増加とそれに伴う地域産物の販売額向上に資するものとなっていることから、両目標は整合が取れたものとなっている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	0	0	実施していない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・ 林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策 との連携、配慮、調和等が図られているか。	0	0	富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画(平成29年3月策定) における「農業の活性化」、「地域資源を活かした観光の振興」に 位置づけされ、整合が図れている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住 民等との話し合いの検討状況(開催日、出席者、検討結果等)が分か る資料が添付されているか。	0	0	農業公園の新たな指定管理者の募集およびリニューアルに対し、 関係団体である(東條地区農業活性化協議会、東条地区土地改良 区、農事組合法人富田林市南地区協同組合等)との協議を重ね、 それらを反映した指定管理業務の仕様書を作成した。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	0	0	農事組合法人富田林市南地区協同組合には女性組合員(20人、全組合員の37%に相当)も含まれており、同組合の総意として代表者等との協議を進めてきた。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	0	0	計画区域の活性化に関し、富田林市、東條地区農業活性化協議会、東条地区土地改良区、農事組合法人富田林市南地区協同組合等との連携が図れている。

1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が 確保されているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不 要)。	0	0	事業内容は、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との整合が図れている。 農業公園における農業体験施設(貸農園)及び多目的施設(休憩所等)を計画。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、 地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか(発 電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	l	_	該当なし。
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	0	0	令和7年度からの2ヶ年計画となっており、事業内容より適切な期間を確保できている。
1-8	事業実施に必要な要件(許認可等)はあるか。あれば、許可を受けているか。	_	_	必要な要件(許可)なし。
1-9	交付対象事業費は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か。	0	0	事業費 50,400 千円、交付要望額 25,200 千円、交付率 50.0% (交付限度額:総事業費×1/2=25,200 千円)
1 -10	活性化計画区域の設定は適切か(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	0	0	当該地域は、農業振興振興地域内農用地区域に位置し、農林地割合 72.2%、農林業従事者割合 23.0%で市街地を形成していない。

2 個別事業について

亚旦	番号 項 目		ック欄	141 1445 1 14 1 1441
一 金万	·	計画主体	農林水産省	判断根拠
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交			新規に取り組む事業である。
	付金に切り替えて交付対象とするものでないか。			
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準			事業実施主体は富田林市であり、工事等については各種関係法令
	に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなってい			及び設計基準に基づき実施するものである。
	るか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあ	O		
	るか。			
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる図の都市農山			該当なし。
	漁村総合交流促進施設、窓の地域資源活用交流促進施設、窓の地	_	_	
	域連携販売力強化施設、②の農林漁業・農山漁村体験施設のうち			

	滞在施設、⑩の教養文化・知識習得施設、⑪の地域資源活用起業支援施設及び⑭の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成 12 年建設省告示第 1460 号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	_	_	該当なし。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実 施要領別記3に定める基準を満たしているか。	_	_	該当なし。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか。		0	貸農園整備及び多目的施設(休憩所等)であり、耐用年数が 5 年以上のものとなっている。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			
	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業)費用対効果算定要領(令和4年4月1日付け3農振第3018号)により適切に行われているか)(発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)	0	0	地域間交流効果のうち(3) 農林漁業体験等効果を計上。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか (発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要)。	0	0	費用対効果 16.71
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる33自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。		-	該当なし。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等	0	0	事業内容は別表 3.2 交流対策事業 第1(2)、②農林漁業・農山漁

	を満たしているか。			村体験施設の工であり、事業実施主体は富田林市であることから
				要件等を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。			富田林市農業公園の施設整備であり、個人や目的外使用のおそれ
				はない。
				運営に関しては、公募により事業者を選定し、使用用途は市が作
				成する業務仕様書に基づいている。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は			
	適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数			過去の実績に基づき定量的な目標を設定しており、農業体験施設
	や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか。	\circ	\circ	(貸農園)および多目的施設(休憩所等)については、施設利用
				者アンケートの意見等を踏まえ整備を行うものである。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえている		0	市内の貸農園の利用状況および施設利用者アンケートの結果を踏
	が。			まえ施設の必要性を整理している。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。			農業体験施設(貸農園)および多目的施設(休憩所等)は、利用
				希望者に対し、年間を通じて利用する計画である。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連			農業体験施設(貸農園)は、市内の貸農園の状況を踏まえ規模等
	携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	\circ	\circ	を設定。多目的施設(休憩所等)については、農業公園の特色や
				景観等に配慮し、構造や設置場所の検討を行っている。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦			指定管理業務の仕様書において、ウェブサイトや SNS における積
	略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に	\circ	\circ	極的な広報や交流イベントの企画・運営について定めている。
	記載されているか。			
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取			農業公園は、富田林市の公の施設であり、運営にあたっては「富
	組がなされているか。			田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」の基本
				理念に基づき、女性が参画できる体制づくりへの配慮や促進を進
				めていく。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	\circ	0	農林水産省土地改良施設積算基準及びカタログ料金等に基づき算

				出している。
	建設・整備コストの低減に努めているか。			農林水産省土地改良施設積算基準及びカタログ料金等に基づき算
			0	出している。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高			該当なし。
	いものを交付対象としていないか。)。	_		
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象とし	0	0	農機具収納箱は、貸農園の利便性の向上を図るものであるため交
	ていないか。)。			付対象として適正である。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置	0	0	富田林市農業公園内の農地エリアに整備するものであり、利用者
	目的から勘案して適正か。			の利便性等を考慮したものとなっている。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。		0	富田林市が土地所有者と賃貸借契約を締結している土地。
		O	O	
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施			該当なし。
	要領別記3に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分	_	_	
	に検討しているか。			
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記3の別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のう			該当なし。
	ち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候			
	性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑪農林水産物処理加			
	工施設及び18農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づ	_		
	くり総合支援交付金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第			
	2890 号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の			
	4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正である			
	ψ_{7}°			
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 ㎡以内か(既存施設は	_	_	該当なし。
	除く)。			
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか	_		該当なし。
	(既存施設については、1,500 mg以内の交付算定額となっている			

	か り。			
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっ			
	ているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされてい	_	_	該当なし。
	るか。			
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設で	_	_	該当なし。
	あるか。			
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み	_	_	該当なし。
	出す施設であるか。			
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。			該当なし。
2-16	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む。) について十	\circ		事業実施主体は富田林市であるため、十分な負担能力を有してい
	分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。			る。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によ			事業実施主体は富田林市であるため、入札方式は関係法令に基づ
	るなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、	\circ	\circ	き実施する。
	その理由は明確か。			
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済			指定管理業務委託者制度を活用して管理運営を指導するため、適
	みか。)。	0		正な維持管理が可能。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、			現在、指定管理者の募集を行っており、新たな指定管理者が決定
	事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正	_	_	したのち、作成予定としている。
	なものとなっているか。			市が指定管理料を支払うため、該当なし。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われてい			該当なし。
	るか。		_	
2-20	他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか	_	_	重複申請はない。

	(ある場合には、事業名を記載すること。)。			
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	0	0	地域間交流を目的とした整備である。
2-22	他の施策(強い農業づくり総合支援交付金等)において交付対象とな		_	活用可能な他の施策は無い。
	る施設等ではないか。	_	_	
2-23	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令			該当なし。
	和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)			
	別記3の別紙2(以下「配分基準別紙」という。)による優先採択ポ	_	_	
	イントの加算対象となる取組があるか(ある場合は配分基準別紙にお			
	ける取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。)。			

- 注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「一」を記入すること。
 - 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
 - 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。